

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の作成について

1. 概要

補助事業に伴う補助金収入は、消費税法上「不課税取引」に該当しますが、一方で、補助事業の経費については、確定申告時に「課税仕入れ等に係る消費税額」として控除することも可能であるため、補助事業者は仕入れに係る消費税を実質的に負担しないケースがあります。

このことから、県の交付要綱において、確定申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、「仕入控除税額報告書」により県に報告いただくこととしています。

なお、仕入控除税額がある場合は、補助金返還の対象となります。

2. 報告対象者

補助金の交付要綱により、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告を行うことが求められている事業者（返還額が0円の事業者でも報告は必要です。）

3. 計算方法

※詳しくは、税理士等にご確認ください。

返還額の計算については、以下のとおりです。別紙「仕入控除税額フローチャート」と合わせてご確認ください。

(1) 次のアからオのいずれかに該当する場合は、返還額が0円となります。

- ア. 消費税の申告義務がない
- イ. 簡易課税方式により申告している
- ウ. 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている
- エ. 補助対象経費が非課税仕入れとなっている
- オ. 補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している

(2) 返還額がある場合

- ア. 課税売上高が5億円以下 かつ 課税売上割合が95%以上 の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times 10 / 110$$

(次ページへ続く)

- イ. 課税売上高が5億円超 または 課税売上割合が95%未満 であって、
「一括比例配分方式」により消費税の申告をしている場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} \\ \times (\text{補助対象経費のうち課税仕入額} / \text{補助対象経費})$$

- ウ. 課税売上高が5億円超 または 課税売上割合が95%未満 であって、
「個別対応法式」により消費税の申告をしている場合

$$\text{返還額} = \text{AとBの合計額}$$

A. 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金

返還額 =

$$\text{補助金額} \times 10 / 110 \times (\text{補助対象経費のうち売上対応分} / \text{補助対象経費})$$

B. 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

返還額 =

$$\text{補助金額} \times 10 / 110 \times \text{課税売上割合} \times (\text{補助対象経費のうち共通対応分} / \text{補助対象経費})$$

4. 報告書類

- (1) 仕入控除税額報告書（押印省略可）
- (2) 補助金の交付決定を受けた年度の消費税の確定申告書の写し
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
- (4) 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）
※公益法人等で特定収入割合が5%を超える場合のみ

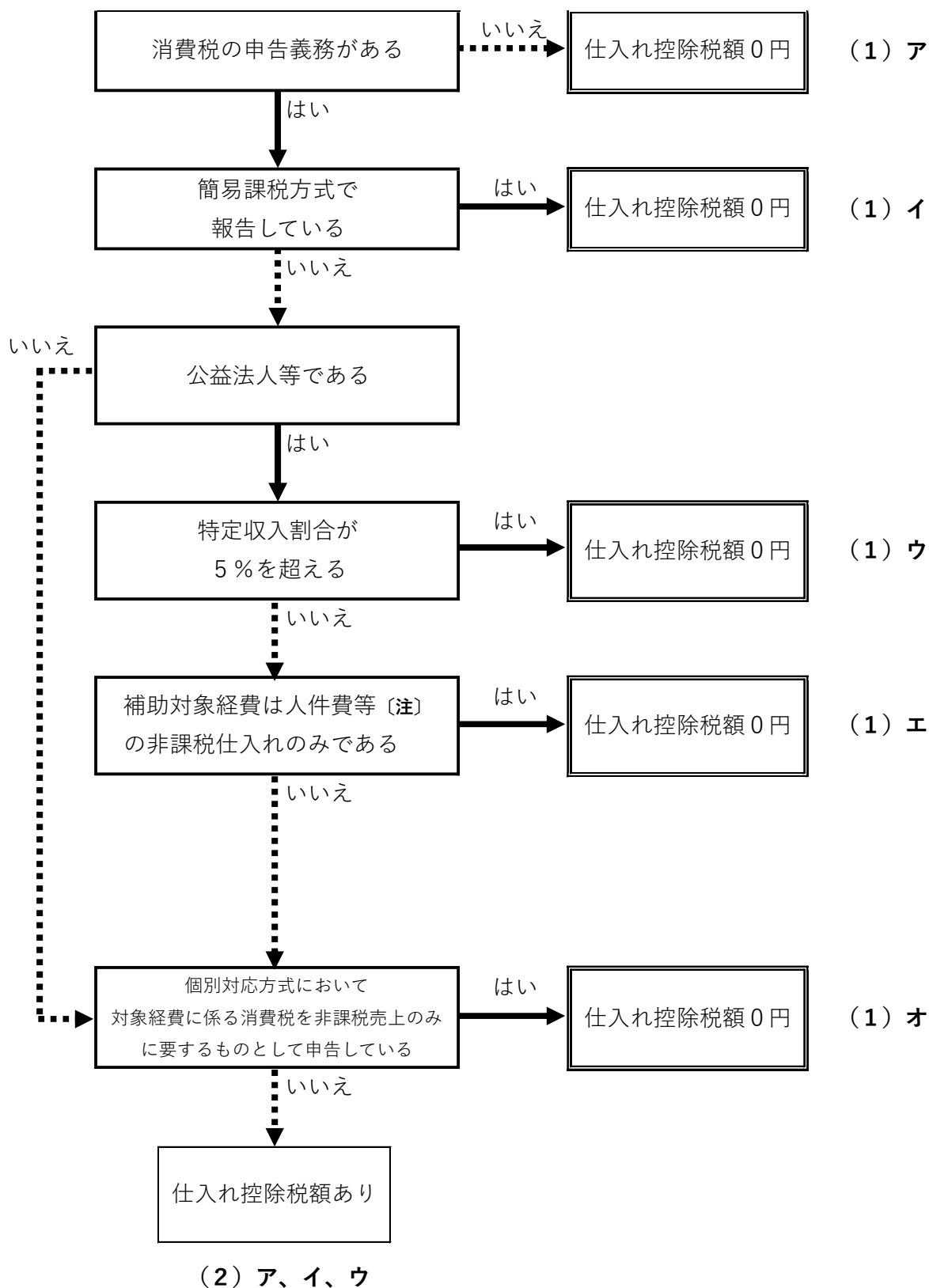
5. 返還方法

後日、県障がい福祉課から納付書を送付しますので、納付書に記載された期日までに最寄りの金融機関の窓口等で返還金を納付してください。

6. 留意事項

補助対象経費の支出が2つの課税期間（事業年度）にわたる場合は、補助対象経費に係る全ての仕入控除税額が確定した後、2つの課税期間分の書類を提出してください。

仕入控除税額フローチャート



(参考) 「公益法人等」に該当するもの

- 1 地方公共団体の特別会計
- 2 特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）
- 3 消費税法別表第三に掲げる法人

(例示)

名称	根拠法
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人	
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益社団法人	
社会福祉法人	社会福祉法
独立行政法人（所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

【島根県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に
対するサービス継続支援事業（令和5年度実施分）】

「仕入控除税額報告書」の提出先（ご質問・お問い合わせ先）

「仕入控除税額報告書」は、必要な書類を添付の上、メール、ファックス又は
郵送により、提出してください。

また、ご質問・お問い合わせにつきましては、電話が大変混み合いますので、
メール又はファックスによる受付とさせていただきます。あらかじめ、ご了承願
います。

担当課 島根県 障がい福祉課

メールアドレス：syogai-kyufu@pref.shimane.lg.jp

F A X 番 号：0 8 5 2 - 2 2 - 6 6 8 7

[郵送の場合]

送付先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

（島根県庁 障がい福祉課あて）